

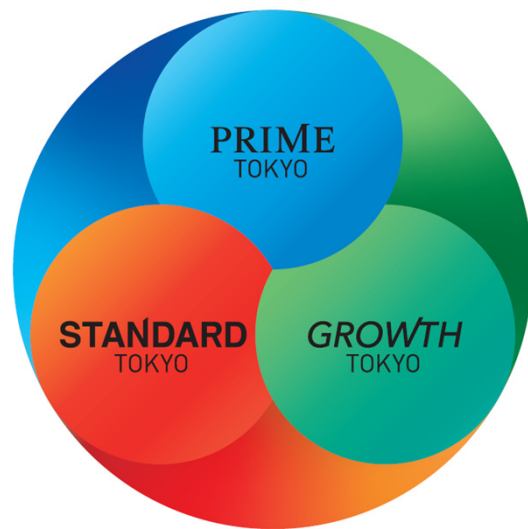


東証市場区分の見直しについて —資産形成フェスタ2021—

株式会社東京証券取引所

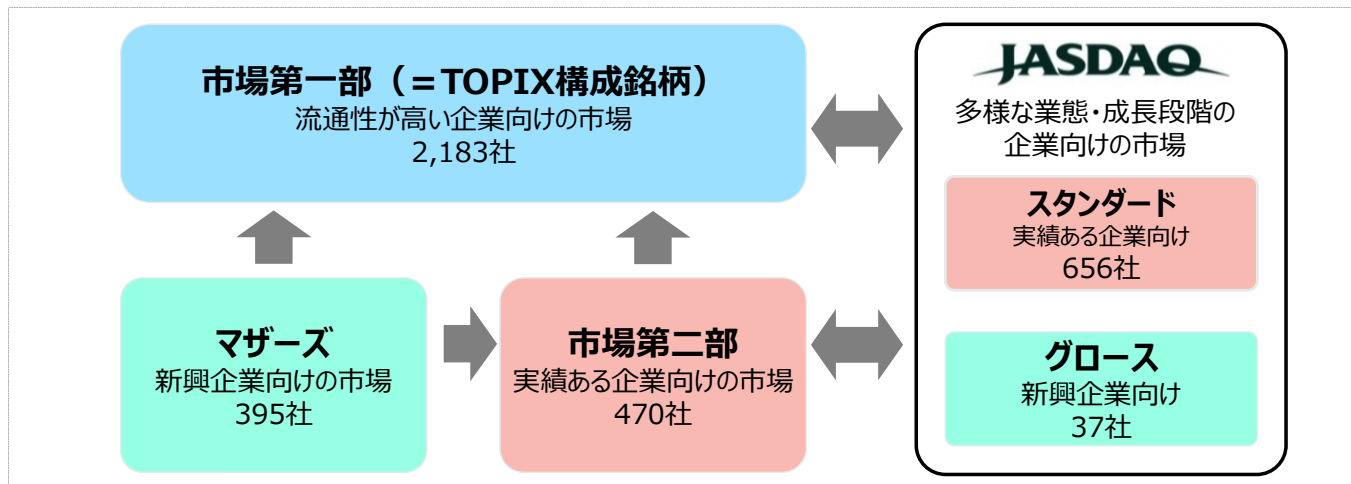
※本資料は、2021年11月現在の情報に基づいて作成しております。

東京証券取引所は
50年以上にわたる現在の市場区分を再編し、
2022年4月から
新しいマーケットに生まれ変わります



Power of Tokyo Market

現在の市場区分



注1：プロ向け市場を除く

注2：各市場の上場会社数（外国会社含む）は、2021年10月末日時点

<課題>

- 各市場区分のコンセプトが曖昧であり、多くの投資者にとって利便性が低い
- 上場会社の持続的な企業価値向上の動機付けの役割を十分に果たせていない
- 投資対象としての機能性と市場代表性を備えた指数が存在しない

- 目的：上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を支え、国内外の多様な投資者から高い支持を得られる魅力的な現物市場を提供することにより、豊かな社会の実現に貢献する
- 実施時期：2022年4月4日（月）

新たな市場区分 (各市場区分のコンセプト)

プライム市場

多くの機関投資家の投資対象になりうる規模の時価総額（流動性）を持ち、より高いガバナンス水準を備え、投資者との建設的な対話を中心に据えて持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場

スタンダード市場

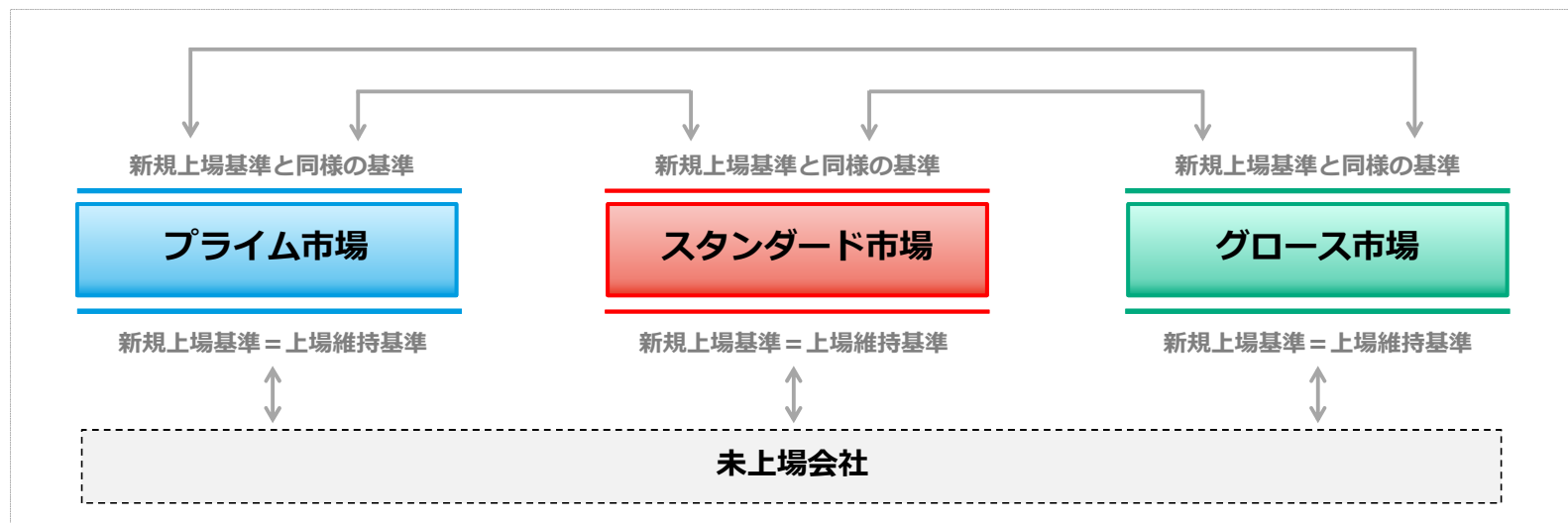
公開された市場における投資対象として一定の時価総額（流動性）を持ち、上場企業としての基本的なガバナンス水準を備えつつ、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上にコミットする企業向けの市場

グロース市場

高い成長可能性を実現するための事業計画及びその進捗の適時・適切な開示が行われ一定の市場評価が得られる一方、事業実績の観点から相対的にリスクが高い企業向けの市場

(参考) 新市場区分における基準設定の考え方

- 各市場区分のコンセプトに応じた上場基準
 - 時価総額（流動性）やコーポレート・ガバナンスに関する定量的・定性的な基準の設定
- 各市場区分の新規上場基準と上場維持基準を原則共通化
 - 上場後も継続して、各市場区分における新規上場基準の水準を維持
- 他の市場区分への移行を希望する場合、新規上場基準と同様の基準により審査
 - 各市場区分はそれぞれ独立とし、「市場区分間の移行」に関する緩和された基準は設けない



コンセプト

- 多くの機関投資家の投資対象となるのにふさわしい時価総額（流動性）
- より高いガバナンス水準の具備と投資家との建設的な対話の実践
- 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への積極的な取り組み

上場基準の概要

項目	考え方・狙い	概要（※）		
流動性	▶ 多様な機関投資家が安心して投資対象とすることができる潤沢な流動性の基礎を備えた銘柄を選定する。	項目	新規上場基準	上場維持基準
		株主数	800人以上	800人以上
		流通株式数	20,000単位以上	20,000単位以上
		流通株式時価総額	100億円以上	100億円以上
		売買代金	時価総額250億円以上	平均売買代金0.2億円以上
ガバナンス	▶ 上場会社と機関投資家との間の建設的な対話の実効性を担保する基盤のある銘柄を選定する。 ※ ガバナンス・コード（一段高い水準の内容を含む）全原則の適用	▶ 投資家との建設的な対話の促進の観点から、いわゆる安定株主が株主総会における特別決議可決のために必要な水準（3分の2）を占めることのない公開性を求める		
		項目	新規上場基準	上場維持基準
		流通株式比率	35%以上	35%以上
経営成績 財政状態	▶ 安定的かつ優れた収益基盤・財政状態を有する銘柄を選定する。	項目	新規上場基準	上場維持基準
		収益基盤	最近2年間の利益合計が 25億円以上	-
			売上高100億円以上かつ 時価総額1,000億円以上	
財政状態	純資産額50億円以上	純資産額が正であること		

（※）市場コンセプトを反映したこれらの基準のほか、株式の譲渡制限、証券代行機関の選定などの共通の基準を設ける

(参考) スタンダード市場の上場基準

コンセプト

- 公開された市場の上場会社にふさわしい時価総額（流動性）
- 上場会社に期待される基本的なガバナンス水準の具備
- 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への積極的な取り組み

上場基準の概要

項目	考え方・狙い	概要（※）		
流動性	▶ 一般投資者が円滑に売買を行うことができる適切な流動性の基礎を備えた銘柄を選定する。	項目	新規上場基準	上場維持基準
		株主数	400人以上	400人以上
		流通株式数	2,000単位以上	2,000単位以上
		流通株式時価総額	10億円以上	10億円以上
		売買高	-	月平均10単位以上
ガバナンス	▶ 持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のための基本的なガバナンス水準にある銘柄を選定する。 ※ ガバナンス・コード全原則の適用	▶ 上場会社として最低限の公開性を求める（海外主要取引所と同程度の基準を採用）		
		項目	新規上場基準	上場維持基準
		流通株式比率	25%以上	25%以上
経営成績 財政状態	▶ 安定的な収益基盤・財政状態を有する銘柄を選定する。	項目	新規上場基準	上場維持基準
		収益基盤	最近1年間の利益が1億円以上	-
		財政状態	純資産額が正であること	純資産額が正であること

（※）市場コンセプトを反映したこれらの基準のほか、株式の譲渡制限、証券代行機関の選定などの共通の基準を設ける

(参考) グロース市場の上場基準

コンセプト

- 高い成長可能性を実現するための事業計画の策定及びその進捗の適時・適切な開示
- 事業実績の観点から相対的にリスクが高い会社に対する資金供給
- 相対的に小規模の上場会社を念頭においた最低限の流動性（時価総額）の基礎

上場基準の概要

項目	考え方・狙い	概要（※1）															
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高い成長可能性を実現するための事業計画を有し、投資者の適切な投資判断が可能な銘柄を選定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 次の要件のいずれにも該当していること <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画が合理的に策定されていること ・ 高い成長可能性を有しているとの判断根拠に関する主幹証券会社の見解が提出されていること ・ 事業計画及び成長可能性に関する事項（ビジネスモデル、市場規模、競争力の源泉、事業上のリスク等）が適切に開示され、上場後も継続的に進捗状況が開示される見込みがあること ▶ 高い成長可能性の健全な発揮を求める観点から、以下の基準を設ける <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>新規上場基準</th> <th>上場維持基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>時価総額</td> <td>－</td> <td>上場10年経過後40億円以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	新規上場基準	上場維持基準	時価総額	－	上場10年経過後40億円以上									
		項目	新規上場基準	上場維持基準													
時価総額	－	上場10年経過後40億円以上															
流動性	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 一般投資者の投資対象となりうる最低限の流動性の基礎を備えた銘柄を選定する。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>新規上場基準</th> <th>上場維持基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株主数</td> <td>150人以上</td> <td>150人以上</td> </tr> <tr> <td>流通株式数</td> <td>1,000単位以上</td> <td>1,000単位以上</td> </tr> <tr> <td>流通株式時価総額</td> <td>5億円以上</td> <td>5億円以上</td> </tr> <tr> <td>売買高</td> <td>－</td> <td>月平均10単位以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	新規上場基準	上場維持基準	株主数	150人以上	150人以上	流通株式数	1,000単位以上	1,000単位以上	流通株式時価総額	5億円以上	5億円以上	売買高	－	月平均10単位以上
		項目	新規上場基準	上場維持基準													
		株主数	150人以上	150人以上													
		流通株式数	1,000単位以上	1,000単位以上													
流通株式時価総額	5億円以上	5億円以上															
売買高	－	月平均10単位以上															
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業規模、成長段階を踏まえた適切なガバナンス水準にある銘柄を選定する。 ※ ガバナンス・コード基本原則のみの適用 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 上場会社として最低限の公開性を求める（海外主要取引所と同程度の基準を採用）（※2） <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>新規上場基準</th> <th>上場維持基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流通株式比率</td> <td>25%以上</td> <td>25%以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	新規上場基準	上場維持基準	流通株式比率	25%以上	25%以上									
		項目	新規上場基準	上場維持基準													
		流通株式比率	25%以上	25%以上													

（※1）市場コンセプトを反映したこれらの基準のほか、株式の譲渡制限、証券代行機関の選定などの共通の基準を設ける

（※2）ベンチャー企業による議決権種類株式を利用した新規上場については現行制度どおり

- 上場会社は、2021年9月1日から12月30日までの間に、自社の経営環境と、市場区分のコンセプトや上場基準に照らしたうえで、新市場区分を選択
- 上場会社が所属する新市場区分の一覧は、2022年1月に、JPXウェブサイト上で公表

現在の市場区分	選択先の新市場区分	必要な手続き
市場第一部	プライム市場 スタンダード市場	■ 新市場区分の選択申請に係る手続き
	グロース市場	(あわせて新規上場審査と同様の審査手続を実施)
市場第二部 JASDAQスタンダード	スタンダード市場	■ 新市場区分の選択申請に係る手続き
	プライム市場 グロース市場	(あわせて新規上場審査と同様の審査手続を実施)
マザーズ JASDAQグロース	グロース市場	■ 新市場区分の選択申請に係る手続き
	プライム市場 スタンダード市場	(あわせて新規上場審査と同様の審査手続を実施)

経過措置（現行の上場維持基準）の適用

- 選択先の市場区分の上場維持基準を充たしていない場合、「上場維持基準の適合に向けた計画書」を提出し、改善に向けた取組を図っていただくことで、当分の間、経過措置として現行の上場維持基準を適用
- なお、経過措置については、当面、見直しの予定なし（一斉移行日後の中期的な状況変化等を踏まえ、将来的に見直しを行う場合あり）

現市場区分	選択先の新市場区分	経過措置（現行の上場維持基準）の内容
市場第一部	プライム市場	■ 当分の間、現行の指定替え基準と同水準 ※ 流通株式時価総額10億円以上、流通株式比率5%以上など
市場第二部 JASDAQスタンダード	スタンダード市場	■ 当分の間、現行の上場廃止基準と同水準 ※ 流通株式時価総額2億5千万円以上、流通株式比率5%以上など
マザーズ JASDAQグロース	グロース市場	

3年に1度の定期的な見直し

(コードは不変のものではなく、目的実現のために継続的な見直しが必要)

社会・経済環境の急変

(新型コロナウイルス感染症の拡大、DX、気候変動への対応)

東京証券取引所における市場区分の再編成

(プライム市場の上場会社に期待される「より高い水準のガバナンス」)



<フォローアップ会議における検討の基本的な視点>

- コロナ禍を契機とした企業を取り巻く環境の変化の下で新たな成長を実現するには、各々の企業が課題を認識し変化を先取りすることが必要
- ガバナンスの諸課題に企業がスピード感をもって取り組むことが重要
- プライム市場上場会社は一段高いガバナンスを目指して取組みを進めていくことが重要

現在	適用範囲		
	基本原則	原則	補充原則
市場第一部	○	○	○
市場第二部	○	○	○
JASDAQスタンダード (※)	○	-	-
マザーズ	○	-	-
JASDAQグ ロース	○	-	-



2022年 4月4日以降	適用範囲		
	基本原則	原則	補充原則
プライム市場	○	○ + より高水準	○ + より高水準
スタンダード 市場	○	○	○
グロース市場	○	-	-

(※) 昨年11月1日以降に新規上場申請を行ったJASDAQスタンダードの上場会社は、全原則適用

- 企業がコロナ後の経済社会構造に向けた変革を主導できるよう、コーポレートガバナンス・コードを見直し（2021年6月11日付）

<主な改訂項目>

取締役会の 機能発揮

- プライム上場会社において、独立社外取締役3分の1以上選任（必要な場合は、過半数）
- 経営戦略に照らして取締役会が備えるべきスキルの特定と対応関係の公表

中核人材の 多様性確保

- 管理職における女性・外国人・中途採用者の登用についての考え方と目標、状況の開示
- 人材育成方針・社内環境整備方針、実施状況の開示

サステナビリティ

- 基本的な方針の策定、自社の取組みの開示
- プライム市場上場会社において、TCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示の質と量を充実

その他

- 上場子会社における十分な独立社外取締役の選任又は利益相反管理のための委員会の設置
- プライム市場上場会社において、議決権電子行使プラットフォームの利用と英文開示

- 市場区分と切り離し、市場代表性に加え投資対象としての機能性の更なる向上を目指すもの
- 多額のパッシブ連動資産や市場への影響を考慮し段階的に移行
- なお、移行完了後の定期選定ルールについては、今後市場関係者の意見を踏まえ策定

項目	概要	(参考) 現在
既存の構成銘柄の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 2022年4月1日の構成銘柄について新市場区分施行後の同年4月4日以降も選択市場にかかわらず継続採用 ● ただし、<u>流通株式時価総額100億円未満の銘柄について、「段階的ウエイト低減銘柄」とし、2022年10月末から2025年1月末まで、四半期ごと10段階で構成比率を逡減</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場第一部に上場する国内普通株式全銘柄
TOPIXへの追加	<ul style="list-style-type: none"> ● プライム市場への新規上場・市場区分の変更 ● TOPIX構成銘柄を旧会社とするテクニカル上場 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場第一部への新規上場、変更上場
TOPIXからの除外	<ul style="list-style-type: none"> ● 整理銘柄指定、上場廃止 ● <u>特設注意市場銘柄への指定</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 整理銘柄、上場廃止、市場第二部指定替え
構成比率の上限	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>10%</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 上限なし

時期	事項	備考
2021年6月30日	移行基準日	<ul style="list-style-type: none">上場会社に対して、新市場区分の選択に際し必要な手続や提出書類等を7月9日に通知（済）
9月～12月	上場会社による新市場区分の選択申請手続	<ul style="list-style-type: none">新市場区分の上場維持基準と改訂コーポレートガバナンス・コードを踏まえた選択
2022年1月中	移行日に上場会社が所属する新市場区分の一覧の公表	<ul style="list-style-type: none">当取引所ウェブサイトにおいて公表（1月11日を予定）
4月4日	一斉移行日	<ul style="list-style-type: none">新市場区分への移行完了※ ～2025年1月末までTOPIXの段階的見直し



Power of Tokyo Market

市場区分見直し特設サイト
<https://jpx-market.jp/>



明日から正式オープン!



<ご注意事項>

- ◆ 本資料は、情報提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。投資に関する最終決定は、ご自身の判断でなされるようお願いいたします。
- ◆ 本資料で提供している情報は万全を期していますが、その情報の完全性を保証しているものではありません。また、本資料は、平易に解説・記述することを目的としているため、必ずしも網羅的なものではなく、将来予告なしに内容が変更される可能性があります。過去の情報は実績であり、将来の成果を予想するものではありません。
- ◆ 本資料のいかなる部分も一切の権利は、株式会社東京証券取引所に属しており、電子的または機械的な方法を問わず、いかなる目的であれ複製または転載等はできません。

